

災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という）と和歌山県行政書士会（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において行政書士が被災者支援のために行う業務（以下「行政書士による支援業務」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に被災者が行う行政手続等の円滑な実施のため、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士による支援業務について必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は災害時に行政書士による支援業務の必要があると認めるときは、乙に対して次条に規定する行政書士による支援業務についての協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により要請を行う場合には、乙に対し、行政書士による支援業務に必要な員数の概数及び実施場所その他必要な事項を併せて通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から要請があったときは、可能な範囲においてこれを受諾するものとする。

（行政書士による支援業務の範囲）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請（以下「要請」という。）により、乙及び乙の会員が行う行政書士による支援業務は、行政書士が取り扱うことができる業務に関する相談（以下「相談業務」という。）とする。

（要請手続き）

第4条 要請は、別紙様式第1号協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに協力要請書を送付するものとする。

2 要請に基づき、乙の会員が相談業務を行う期間は、甲乙の協議の上定めるものとする。

3 乙は、要請を受けたときは、その要請の内容を実施するための計画を策定し、別紙様式第2号協力要請回答書により甲に通知するものとする。

（経費の負担）

第5条 相談業務に要する費用経費は、次の各号の区分に応じ、それぞれ各号に定める者が負担する。

（1）甲は、相談業務の実施場所、それに付随する設備、機材等は無償で提供するものとする。

（2）前号以外のその他の費用は乙が負担する。

（相談者の負担）

第6条 この協定に基づく相談業務は無料とし、相談者は費用を負担しない。ただし、実費が必要な場合は相談者の負担とする。

（支援行政書士）

第7条 乙は、必要と認めた場合は、他の都道府県の行政書士会に対して、被災者支援の協力を求め、当該行政書士会の会員（次項において「支援行政書士」という。）に相談業務の実施を依頼することができるものとする。

2 前項の規定により相談業務を行う支援行政書士は、この協定の規定の適用については、乙の会員とみなす。

(損害の補償)

第8条 相談業務の実施に伴い、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

(報告)

第9条 乙は、第4条第3項の計画に基づく相談業務終了後、その業務内容を別紙様式第3号業務実績報告書により甲に報告するものとする。

(情報交換、協議及び協力)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため平時から甲が主催する災害対策会議等に参加し情報交換するとともに、行政書士による支援業務に関する専門的知見から必要に応じ意見し・協議を行うものとする。

2 甲の住民の防災・減災意識の向上に関する広報・啓発・啓蒙活動に協力するものとする。

(協議)

第11条 この規定に定めがない事項又は協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、1年を単位として更新するものとし、以後もまた同様とする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関する細目は、甲乙協議の上、別表実施細目に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年9月25日

甲 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

かつらぎ町長

中 阪 雅 則

乙 和歌山市九番丁1番地 中谷ビル2階

和歌山県行政書士会

会長

太 田 光